## 山口地裁民事第一審訴訟予納郵便料(令和5年10月1日~)

(現金予納の場合) 単位(円)

被告数	1名	2名	3名	4名	5名	
予納金額	6,000	8,000	10,000	12,000	14,000	

- ※ 被告1名につき、2000円を追加してください。
- ※ 送付・調査嘱託等の際、嘱託先からの返送用郵券は別途納付していただく必要があります。
- ※ 未使用分については、納付の際に指定された口座に返還いたします。

## 現金予納の方法

- 1 訴状受付後、保管金提出書を交付します。 なお、銀行振込をご希望の場合は、保管金提出書のほか、振込依頼書(兼入金伝票)も交付します。
- 2 保管金提出書及び現金を準備し、裁判所会計課(庶務課)で保管金納付手続を行ってください。 なお、銀行振込の場合は、

  - (1) 振込依頼書を最寄りの金融機関(銀行等)に持参して振込手続を行ってください。 (2) 必要事項を記入した①保管金提出書及び②振込依頼書の2枚目(右上に「裁判所提出用」と記載 されたもの)を裁判所会計課(庶務課)に提出してください(郵送可)。
  - ※ 事前登録が必要ですが、電子納付の方法もあります。詳しくは裁判所受付センターまでお問合せ ください。

(郵券予納の場合) 単位(円)

被告数	1名		2名		3名		4名		5名	
郵券額	枚数	小計	枚数	小計	枚数	小計	枚数	小計	枚数	小計
500	8	4000	11	5500	14	7000	17	8500	20	10000
100	8	800	10	1000	12	1200	14	1400	16	1600
84	10	840	12	1008	14	1176	16	1344	18	1512
50	5	250	7	350	9	450	11	550	13	650
10	10	100	12	120	14	140	16	160	18	180
5	0	0	2	10	4	20	6	30	8	40
1	10	10	12	12	14	14	16	16	18	18
合 計	6,000		8,000		10,000		12,000		14,000	

※ 被告1名につき、500円を3枚、それ以外を各2枚追加してください。